平成２５年（フ）第１９１号
福井市文京６丁目15番17号
破産者　トーコー産業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３８号
北海道石狩市花川南３条５丁目７番地
破産者　医療法人共生会病院
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７号
茨城県水戸市袴塚１丁目６番18号
破産者　大川木材有限会社
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０７号
埼玉県所沢市林３丁目519番地の２、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目632番地の29
破産者　有限会社増子工業
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４３号
千葉県八街市大関214番地59
破産者　中原　秀美（旧姓三上）
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６０号
千葉県長生郡長南町蔵持1008番地
破産者　佐久間幸子（旧姓三橋）
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
千葉県茂原市千町558番地23
破産者　権藤　秀美
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第３１１０号
東京都中央区日本橋兜町９番15号住信兜町ビル
破産者　丸大証券株式会社
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７９０号
東京都台東区東浅草１丁目３－４　第２さくらコーポ302
破産者　井上　雅照
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７３号
名古屋市港区宝神３丁目1403番地
破産者　筒井海運株式会社
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６号
三重県伊勢市小俣町相合978番地２
破産者　株式会社シンウェーブ
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
神戸市北区有野中町３丁目15番９号
破産者　村上建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５号
高知県土佐清水市松尾442番地２、住民票上の住所高知県土佐清水市松尾436番地４
破産者　弘田　和紀
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１１５号
鹿児島県肝属郡肝付町前田953番地１
破産者　松岡商事株式会社
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野733番地の18
破産者　有限会社萬屋
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１２７０号
横浜市西区東久保町10番８号
破産者　ブラスリング・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
新潟県三条市仲之町10番17号
破産者　涌井　祥雄
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３６４号
静岡県浜松市中区野口町310番地
破産者　有限会社吟
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
香川県高松市塩上町１丁目１番13号
破産者　アレツクス株式会社
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０８号
高知県吾川郡いの町波川1815番地７
破産者　堀尾　辰矢
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第３５８号
栃木県宇都宮市石井町3413番地３　コーポマスブチＦ201号、前住所栃木県宇都宮市簗瀬２丁目13番19号　宇都宮昭和ビル403号
破産者　藤沼紳一郎
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７３号
栃木県鹿沼市日吉町537番地231
破産者　直井美佐男
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係